

高松市大学生・社会人向けライフデザイン事業業務委託仕様書

1 件名

高松市大学生・社会人向けライフデザイン事業業務委託

2 目的

若者の価値観の多様化やライフステージにおける選択肢が広がる中、将来の様々なライフイベントに対応できる知識・情報の習得や、結婚観、将来設計を具体的に考える機会を提供し、若い世代が希望を持ってライフデザインを描けるようになることを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

4 事業の概要

将来の様々なライフイベントに対応できる知識・情報（結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等）を習得したり、乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との交流などを通じて、結婚・子育てに対する理解を深めるため、企業等の若手社員や大学生等を対象としたライフデザインセミナー（以下「セミナー」という。）を企画・実施する。

- (1) 対象 市内に事業所・キャンパス等を有する企業及び大学等（専門学校を含む）のうち、3社（校）以上
- (2) 開催場所 企業・大学等に出向く、乳幼児及び保護者が集う施設等に招く等
- (3) 実施回数 1社（校）ずつ、複数回開催すること。
- (4) 事業規模 「5 業務内容」(2)・(3)についてそれぞれ90分以上実施すること。

5 業務内容

- (1) 参加企業や大学等の募集
 - ・ 参加企業や大学等を募集し、実施する企業・大学等を決定すること。
 - ・ 実施に当たっては会場、方法を含め、企業・大学等と十分調整すること。
- (2) ライフデザインに関する講座の実施
 - ・ 将来の様々なライフイベントに対応できる知識・情報を提供するとともに、希望を持ってライフデザインを描ける内容とすること。
 - （注）出会い・結婚、妊娠・出産に関すること（プレコンセプションケアの観点含む）、働き方の多様性、ワーク・ライフ・バランス、仕事と子育ての両立等の要素を踏まえること
 - ・ 多様な選択肢の中から自分の将来を考え、人生のライフデザインについて、希望を持って描く機会となる内容とすること。
 - ・ 参加者同士の気づきを共有するなど、ライフデザインについて自ら主体的に考える機会を提供すること。（例）ライフデザインシートの作成を行うワークショップ等

(3) 乳幼児ふれあい体験及び子育て当事者との交流の実施

乳幼児とふれあい・交流する場の提供及び保護者と交流する場を設け、結婚・子育てに対する理解を深めることにより、子どもを生み育てることや家族を持つことに対する具体的なイメージを持てる内容とすること。

(4) 広報

チラシの作成や、SNS を活用する等、参加者を募集するための効果的な広報を行うこと。

(5) アンケートの実施

セミナーの実施前・実施後に参加者にアンケート調査を実施すること。調査項目については、別途協議することとする。

(6) 実施企業・大学等に対するセミナー実施の報告

セミナー終了後、実施企業・大学等において、セミナーの内容について報告する機会を設け、参加者以外の若者についても、多様なライフデザインに触れる機会を創出すること。あわせて、企業に対しては、育休・復帰・子育て支援についての情報提供やアドバイスを行い、職場全体で子育て等を支援する機運を醸成する機会とすること。

(7) 実施したセミナーについてまとめたコンテンツの作成

- ・ 事業の成果等についてより多くの若者に効果的な情報発信を行うため、セミナー当日の内容を後日高松市ホームページに掲載できるようなコンテンツを作成すること。
- ・ コンテンツの形式は、動画、記事、コラム等、より多くの若者に閲覧してもらえるよう工夫した形式とすること。
- ・ コンテンツには、セミナーの様子に加え、アンケート集計結果を含むこと。

※ 業務の実施にあたっては委託者と協議の上で進めること。

※ ライフデザインに関する講座、乳幼児ふれあい体験及び子育て当事者との交流の実施は併せて行うこととし、いずれも対面方式とすること。参加費は無料とすること。

6 打合せ

受託者は、常に委託者と緊密な連絡をとり、進捗状況の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

7 責任者等の配置

受託者は、責任者を配置することとし、責任者は、業務の適正な管理を行わなければならない。

8 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本基本仕様書に定めない事項については、委託者と受託者の協議の上、これを定める。

10 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で、本市に事前の書面による了承を得た上で、本業務の一部を再委託することができる。

11 その他注意事項

- (1) 事業の実施に当たり、必要に応じて利用者及び職員等を対象とした傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。
- (2) 本業務において、受託者が制作し、委託者に提出した資料、写真、電子データ等（以下、「本件成果物」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属する。
- (3) 受託者は、委託者に著作権が帰属する本件成果物に関し、いかなる場合においても、著作権者人格権（著作権法第59条）を行使しないこと。
- (4) 掲載する写真、文章、説明文等は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならぬよう格段の配慮をすること。
- (5) 受託者は、委託により知り得た事項及び個人情報について、厳にその秘密を守り、他に漏らさないこと。
- (6) 天災等の理由により業務の全て又は一部が不履行となった場合、これに係る費用については、委託者へ返還すること。
- (7) 事業の実施に当たって委託料により備品を購入する場合は、原則としてリース又はレンタルとすること。